

## 第 32 回内閣府独立行政法人評価委員会 議事録

内閣府大臣官房政策評価広報課

1. 日時:平成 21 年 3 月 5 日(木) 13:30~15:13
2. 場所:内閣府庁舎3階特別会議室
3. 出席委員:大森委員長、御厨委員長代理、伊集院委員、上野委員、遠藤委員、大隈委員、大河内委員、長岡委員、野口委員、平澤委員、外園委員、山本委員、渡邊委員

### 4. 議事次第

- (1)委員長代理の指名について
- (2)(独)国民生活センターについて
  - ①中期計画の一部変更
  - ②業務方法書の一部変更
- (3)(独)沖縄科学技術研究開発基盤整備機構について
  - ①沖縄科学技術大学院大学学園法案
  - ②次期中期計画(案)
  - ③中期目標期間終了に伴う実績評価の取り扱い
- (4)(独)北方領土問題対策協会について
  - ①長期借入金・償還計画
  - ②業務方法書の一部変更
- (5)(独)国立公文書館について  
公文書等の管理に関する法律案
- (6)今後の予定について

### 5. 議事

○大森委員長 御参集いただきましてありがとうございます。本日、第 32 回の評価委員会でございますが、定足数を満たしておりますので、早速、議事に入らせていただきます。

前回、本日お諮り申し上げるとお話しいたしておりました評価委員会令第4条第3項の規定に基づく委員長代理を私から指名させていただくことになっておりまして、お忙しい方なんですけれども、御厨委員に是非ともお願いしたいと思っておりますけれども、皆さん方も、よろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○御厨委員 わかりました。

○大森委員長 それでは、恐縮ですが、こちらへお願いします。

(御厨委員、委員長代理席へ移動)

○大森委員長 一言ごあいさつをお願いします。

○御厨委員長代理 大変ふつつか者でございますけれども、精一杯務めたいと思っておりますので、どうぞよ

ろしくお願いいたします。

○大森委員長 これまでの間、外園先生には大変御苦勞いただきました。先生に御礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。本日は、国民生活センターの中期計画の一部変更の審議がございまして、早速、国民生活センターから説明いたします。

○田口理事 国民生活センター理事の田口でございます。それでは、国民生活センター中期計画の一部変更について御説明を申し上げます。資料2-1をご覧くださいと思います。

今回の中期計画の変更の背景でございますが、昨年10月30日に新たな経済対策といたしまして、政府におかれましては「生活対策」というタイトルの総合的な対策が決定されたところでございます。その抜粋が下の(参考1)にございますが、この生活対策の「3. 生活安心確保対策」といたしまして、消費者庁の創設など消費者政策の抜本的強化等を図るということが盛り込まれております。この項目のもとに、＜具体的施策＞のところの最初の「・」のところでございますように、地方公共団体における消費生活相談窓口の強化等に向けて集中的に取り組むことになってございます。

この施策の財政的な裏付けといたしまして、この紙の裏ページにございます今年度第2次補正予算が編成されておまして、先般、国会で成立したところでございます。この第2次補正予算の中で、その下のゴシックの字のところでございますが、独立行政法人国民生活センター運営費といたしまして、総額89億6,500万円が計上されております。約90億円でございます。

内容といたしましては、その下の括弧内にございますように、地方の消費生活相談体制を強化するというので、PIO-NET端末の追加配備、消費生活相談窓口の休日対応、企業向け研修の実施、相談専門家の巡回訪問、それから、これから相談員になろうという方の養成講座の拡充、こういった内容が盛り込まれております。これらの事業を今後3年程度の間実施していく予定としております。

次に、資料の2-2をご覧くださいと思います。これはただ今の二次補正の内容を中期計画に反映したものでございます。具体的には右側の現行の計画の欄で申しますと、「3.」のところですが、予算、収支計画及び資金計画、これらについて別紙1から別紙3のとおりということで、5か年間の予算等の額が盛り込まれてございます。

2ページをご覧くださいと思います。2ページが中期計画予算でございます。右側が現行の5年間の収入、支出の額でございますが、これに対しまして、先ほど御説明申し上げました89億6,500万円が収入、支出にそれぞれ上乗せになるということで、総額249億6,600万円となっております。

それから、3ページ、4ページは収支計画と資金計画でございますが、これも同様に、費用の部、収益の部に89億6,500万円が計画に乗るということで、金額の修正をしてございます。

以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございました。この地方公共団体には都道府県と政令市が入っていますね。ほかの市町村はどのレベルまで今回は対象になるんですか。

○田口理事 国民生活センターにおきましては、例えば相談専門家の巡回訪問という部分でございますが、これが金額として一番多くて、89億のうちの68億を占めているわけですが、これは都道府県の御協力を得つつ、ベテランの相談専門家の方に、まだ消費生活相談体制が十分整っていない、消費

生活センターがまだ置かれていない、あるいは窓口も十分でない、そういったようなところで相談業務に当たっている方々を訪問して、いろいろアドバイス等をするという事業でございます。これは訪問先は市町村まで含めて相談体制が現在は十分でないようなところ、そこ的大幅な底上げを図っていくというものでございますので、市町村も含めてニーズのあるところを実施していく予定にしております。

○大森委員長 ありがとうございます。何か御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。充実強化策ですので、それでは、この点の一部変更についてお認めするというふうにさせていただきます。よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

○大森委員長 もう一つ、業務方法書の一部変更がございますので、これも引き続きお願いしましょう。

○田口理事 それでは、引き続き説明させていただきます。資料の3-1をご覧くださいと思います。「国民生活センター業務方法書の一部変更について」でございます。

まず、背景でございますが、昨年5月に、国民生活センター法が改正されまして、消費者紛争の適正・迅速な解決を促進するために、裁判外の紛争解決手続、いわゆるADRの仕組みが整備されました。この改正法は今年の4月1日、来月から施行される予定になっております。

それから、もう一つの要因といたしまして、昨年の11月14日に総務省から各府省に対しまして「独立行政法人における契約の適正化について」という依頼がなされております。これらを踏まえて今回、業務方法書を変更するものでございます。

変更のポイントといたしましては、大きく分けて2点ございます。1つは(1)にございますように、当センターの業務の方法に、このたびの改正法で整備されましたADR及びそれに関連する規定を盛り込んだところでございます。

それから、第2点は競争入札等の契約に関する基本的事項に、先ほどの総務省から措置を講ずるよう御要請のあった総合評価方式を明記するというものでございます。この総合評価方式というのは、一般競争入札が価格の一番低いものを採用するという方式でございますが、価格と価格以外の要素を総合的に勘案し最も評価の高いものを落札者として決定する方式でございます。

この2点を今回、業務方法書の変更として盛り込んでいるところでございます。その内容につきましては、その次の3-2になりますが、この3-2を御説明するに当たりましてちょっと御参考までにその次の紙、横長の(参考)ということで、国民生活センター法の改正法の関連条文を御紹介してございます。

主要な改正点を抜粋で載せてございますが、ポイントのみを御紹介させていただきますと、まず、第一条の二、定義規定でございますが、この一条の二の第二項におきまして、まず「重要消費者紛争」という概念を定義づけております。これは消費者紛争の中で、その解決が全国的に重要であるものを「重要消費者紛争」ということで定義づけまして、これを受けまして、次の三条でございますが、「国民生活センターは重要消費者紛争の解決手続を実施する」ということを目的に加えてございます。

また、第十条の業務に関する規定の第六号に「重要消費者紛争の解決を図ること」というのが加えられております。

また、第二節では、この重要消費者紛争を解決するための手続規定が定められております。まず第

十一条以降の第一款では、紛争解決委員会という組織を設けまして、裁判外の紛争解決に当たるという内容でございます。

それから、2ページの下の方の第二款、十九条以下でございますが、ここで紛争解決手続の1つとして和解の仲介という手続を定めております。一般に斡旋とか調停と言われる手続でございます。この和解の仲介手続が十九条以下に詳細に書いてあります。

それから少し飛びまして、4ページに参りますが、第三款、第二十九条以下で、もう一つ仲裁の規定がございます。和解の仲介と並びまして仲裁という手続による紛争解決の規定が二十九条以下に規定されております。

それから、5ページでございますが、下3分の1ぐらいのところ、第三節、四十条以下で、これらADRに関連するその他の業務についての規定が設けられてございます。

第四十条ではADRの手続では残念ながら解決されなかったといったような場合におきまして、その手続の申請をした消費者がその紛争に関して訴訟を提起しようというときには国民生活センターは訴訟の準備または追行の用に供するための資料、国民生活センターが入手したいいろいろの関連資料を消費者のために提供することができるという規定でございます。

それから、第四十一条におきましてはADRの手続に至らない苦情処理の業務についての規定でございます。これは従来から国民生活センターが実施してきたものでございますが、これまで明文の法規定がございませんでしたので、このADRの規定整備に合わせて規定を整備したものでございます。

それから、第四十二条におきましては、センターは、消費者紛争の発生を防止するため、消費生活に関する情報を有する地方公共団体等に対しまして、情報の提供を依頼することができる。

また第二項におきましては、この収集した情報を整理・分析して必要な場合には公表等を行うことができるという規定でございます。

今回の業務方法書の改定におきましては、以上御説明しましたような規定を業務方法書にも反映するというところでございます。

新旧対照表が資料の3-2でございますので、この対照表をご覧いただければと思いますが、個々の条文の説明は省略させていただきますが、主要な改正点で申しますと、第2条におきまして、業務運営の基本方針、ここにADRの手続を実施するというを盛り込んでおります。

また、第3条以下では業務の方法について、類型ごとに、必要な追加・修正を行っております。アンダーラインの箇所が追加・修正部分でございますが、いずれも先ほど御説明申し上げました改正法の条文の規定に即した規定を織り込んでいところでございます。

それからもう一つが4ページでございますが、「第4章 競争入札等の契約に関する基本的な事項」ということで、5ページになりますが、13条の第6項、アンダーラインの箇所でございますが、ここに総務省より依頼のありました総合評価方式の明記ということで、「価格その他の条件がセンターにとって最も有利なものをもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。」という総合評価方式を明記してございます。

それから、最後に6ページでございますが、附則といたしまして、この業務方法書の改定につきましては、今年の4月1日、来月から施行ということを規定してございます。

以上でございます。

○大森委員長 何か御質問等ございますでしょうか。紛争処理委員会は結構大変ですよ。頑張っていたことになるんですけども、よろしゅうございますでしょうか。

この業務方法書の一部変更につきましても私どもとしてお認めするということにいたします。御苦勞様でした。

(独立行政法人国民生活センター関係者 退室)

(独立行政法人沖縄科学技術研究開発基盤整備機構関係者 入室)

○大森委員長 それでは、沖縄機構関係につきまして御審議いただきます。

まず、振興局の方から大学院大学学園法案の御説明がございます。

○城室長 担当の参事官の城でございます。私の方からこの法案について簡単に御説明をさせていただきます。お手元の資料で資料4-1から資料4-2と、それから法案の条文そのものを付けさせていただきます。

それでは、資料4-1の2枚で御説明をさせていただきます。

この法案につきましては、3月3日に閣議決定をいたしまして国会提出をいたしました。法案でございますが、先日、簡単に概要で御説明をいたしましたが、改めて申し上げます。

まず一つ、「1. 骨子」が1ページ目でございますが、沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図る。そして、沖縄の自立的発展、世界の科学技術の発展に寄与するという事で、この沖縄科学技術大学院大学について必要な事項を定めるという、そういう法案を提出しております。

「1. 骨子」にございますように、沖縄科学技術大学院大学学園という学校法人の設立をいたします。これは学校法人、文科大臣の認可をいただいて設立される学校法人でございます。ここが沖縄科学技術大学院大学という大学を設置して運営する、教育研究等を行うということにいたしております。

(3)にあります、もちろん、沖縄に事務所を置くということもございますが、特にこの法案の骨子では、大きくは3つほどございまして、1つはガバナンスというか運営でございます。学校法人ですので、当然、理事会が最高の意思決定機関になるわけですが、今の前身になります独法では、運営委員のノーベル賞クラスの方々に参画していただいておりますので、この方たちにきちんと参画していただけるような手当てということで、外部理事中心に運営をする形ができるように、更に、この法人の目標に照らしまして優れた科学者、それから沖縄振興という目的を立てていますので、沖縄振興の有識者を理事に入れるようにという上乗せの要件を課しております。

それから補助金との兼ね合いになりますが、補助金を入れますので、監事については選任は大学でさせていただきますが、内閣総理大臣の認可ということで、1つ関与を入れております。

それから、補助金につきましては、私学助成をそのままいただくわけではありませんが、私学助成法と制度的には並びを取りまして、2分の1の補助というのを内閣府の方で手当てするような形を取っております。ただ、10年間、世界最高水準を目指しておりますので、立ち上がり早々自主財源があるわけではございませんので、その関係で10年間、2分の1を超えた補助ができるという形を取らせていただいております。

こういった高率の、国費を投入いたしますので、事業計画等の認可の規定を設けております。これはいろんな財務諸表の公表とか、こういったアカウンタビリティ、説明責任等を果たすための規定がございます。これにつきましては、その他にございますように、今あります独法につきましては、この大学の認可が取れましたら、その時点で廃止。そして今の財産等については職員等も含めて承継するというようにしております。

この法律自体は公布日に必要な設置準備にかかるところが施行いたします。そして、大学院大学が平成 24 年度に開学して、学生受入れを始めていくということになりますので、それに向けて文科省の設置認可の申請、きちんと申請をして審査を受けてということになりますと、平成 22 年度中に設置認可の申請をするということを考えております。平成 22 年度中に申請をするためには、今、この法案を提出しまして、これが通ったら速やかに学長や教員のリクルーティングの加速、それからいろんなカリキュラム等の確定、学則等を固めるといった手続を進めていかなければいけないということで考えております。

この法案については以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。何か御質問ございますでしょうか。我々は前回大体承りました。よろしゅうございますか。法案そのものはいつ通るんですか。わかりませんよね。

○城室長 はい。それにつきましては国会の方の審議御日程になりますので、これからだと思えます。

○大森委員長 それでは、引き続きまして前回の本委員会で御了承いただきました中期目標に合わせまして、中期計画の案を御審議していただくことになります。

中期計画は共通でございますけれども、通則法上は主務大臣が許可するに当たり予め評価委員会に意見を聴かなければならないことになっておりますので、次期中期計画につきまして沖縄機構から御説明をいただきます。では、よろしくお願いいたします。

○バックマン理事 今日、発言の機会を頂戴しましてありがとうございました。

それでは、冒頭に現状について御説明申し上げたいというふうに思いますけれども、これから御説明申し上げますのは第 2 期中期計画でございます、これは平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日を対象といたします独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の計画でございます。

第 1 期中期計画中には、生物学、物理学、化学、数理科学、計算科学等の諸分野を融合した学際的な、また世界最高水準の研究事業を立ち上げてまいりますなど、その目標を達成してまいりました。

これまでに、10 人の外国人を含む 19 人の主任研究者を採用いたしまして、そして一次的な研究施設におきまして研究活動を行ってまいりました。これらの主任研究者を中心にいたしまして、相当の研究を進め成果を上げてまいりました。新しい大学の開学をいたしまして、目的に合わせて、優れた研究活動を行うための基礎を築こうという努力を着々と行っております。

そこで、まとめますと、第 1 期中期計画によりまして、基礎を築いて、今、次の段階に向けて進む、つまり主任研究者 50 人の体制を整えて平成 24 年度までに大学院大学を開学するという目標達成に向かって努力をしております。

私ども現在におきまして世界最高水準の教員と学生を獲得し得る魅力ある環境を整え、国際的な大学院大学を改革するという方向に向けての使命実現が可能だと考えております。南カリフォルニアのサンディエゴ地域でありますようなモデルに向けて研究拠点及び産業の集積という目的に向かって進むこ

とが可能であると確信をしております。

そもそも中期目標の核心となる活動というのは研究開発活動というふうに考えておきまして、第1期中期計画におきまして確固たる基盤を築くことができたということで、第2期の計画におきましても中核の活動である研究開発活動に重点を置いてまいりたいと思います。

日本内外における学際的研究及び共同研究を推進するというのが主たる目的であります。個々の研究室はそれぞれのリソースがありますが、その上に共同のリソースも活用いたします。更に、沖縄以外の研究機関とも共同研究協定を通じて連携を進めていきたいと思っております。そのような活動を通じまして、この大学院大学及び研究機構が持っております、さまざまな施設やリソースを国際的な研究者を含む外部の研究者に対しても利用可能なものとしてまいります。

研究活動を行うだけではなく評価することも重要だというふうに考えておきまして、現在の運営委員会のメンバーは多くノーベル賞受賞学者でいらっしゃいますけれども、そういう方々を中心に優れた研究活動評価を行っております、評価という観点からもいい基礎を築いてきていると考えております。研究開発活動の評価に当たりましては日本の大綱指針に従うつもりでございます。

明らかに世界最高水準の大学院大学にふさわしい優れた研究者の採用が必要であるというふうに考えておきまして、これが第2期中期計画中の重要なポイントでございます。第1期計画期間中には神経科学、分子科学、数理・計算生物学の3つの分野におきまして大学院コミッティを設置いたしました。学際的な研究を推進するという精神に照らしまして、研究者のすべては1つ以上のコミッティに属しています。これらの活動を通じまして、OISTの研究者間の交流を促すとともに、将来の博士課程教育における中核的な役割を果たすことになっていきます。

構造生物学及び神経科学でも研究者を募集して充実してまいりますけれども、加えまして、環境科学分野においても新たな取組に着手しております。特に沖縄の場合には珊瑚その他の海洋生物が豊かな地域でございますので、環境科学分野の活動として最初のテーマとして海洋生物の遺伝的多様性を取り上げております。この研究を推進する上で必要なDNAシーケンシングセンターも開設いたしました。

採用活動に当たりましては何と言っても先進的、独創的な研究開発を行うことが重要というふうに考えておりますので、幅広い宣伝活動を行い、そして外部の方々も含めた研究者のレビューチームによりまして優れた候補者をインタビュー、面接をするといったようなことをしております、周知、応募・審査手順の制度的な実施等を図ってまいります。これらの手続を経て、平成24年度までに50人の主任研究員を擁して開学をするということが可能であると思っております。

また、成果の普及及び活用の促進ということに関しましては、さまざまな努力を通じまして民間の人々により活用ということも踏まえて同時に知財権の確保ということにも努めてまいります。大学院の学生が既にプログラムに参加をしております、こういった活動を更に拡大するとともに、学際的な研究を進めるとい趣旨に沿いまして研究者間の交流も努めてまいります。これも大学院大学の設立準備活動の一環であります。

平成24年度までの大学院大学開学に向けまして平成23年までに文部科学省への認可申請を行います。そのようなプログラムを進めまして、大学院の学生を採用するとともに、先ほど申し上げました大

学院コミッティにおける活動も進めてまいりまして、今申し上げたようなタイミングでもって認可申請までの過程を進めていこうと考えています。

この法律が通過をいたしますと、沖縄科学技術研究開発基盤整備機構が沖縄科学技術大学院大学学園に移行するわけでございますが、その移行に向かって必要な手続を、既に進めているということでございます。国際的なコース、ワークショップ、セミナー等に内外からの研究者を広く招請いたしまして、活動に参加していただきながら、この新しい大学院大学の設立に向けて、この機構の国際的な評価、プレゼンスを高めたいと思っています。

今、申し上げましたような研究や研修、訓練といったようなことに加えまして、この整備機構は独法でございますので、独法が満たさなければならない要件に従いまして、管理運営業務の効率化も積極的に行っておりますが、これは分科会の委員の方々の御指示を仰ぎながら進めております。かなりの規模の予算をいただいておりますので、予算の適正な執行に努めながら行っております。

今の独法に要求されている期待に従いまして、既に入札契約の適正化等に関しましては、モニターをするための正式な手続を取っております。また、日本政府の方針に従いまして、給与水準の適正化にも引き続き努めてまいります。保有資産の有効活用につきましても規則の整備を行いました。

先ほども申しましたけれども、効率的な事務事業の実施を確保するために、さまざまな取組を行っております。また、財務の健全化等に関しましては、分科会の御指示に従い、また、監事との連携を取りながらこれからも努力をしております。

次に、「Ⅶ. その他業務運営に関する重要事項」に移りたいと思います。「1. 施設・設備に関する事項」ということでありますけれども、さまざまなリソースあるいは施設をきちっと運営管理することは極めて重要であると心得ております。

「2. 人事に関する事項」に関しましては引き続き優れた人材の確保に努めるとともに、中でも沖縄の優れた人材の積極的活用を進めてまいります。

「5. 社会的責任を果たすための取組」というところで、地域社会との連携について申し上げれば、特に児童あるいは地元の方々との間の交流・連携の相当の基盤をつくり上げてきていると考えておまして、オープンハウスという形を通じて、地域社会の方々に施設を訪問していただいたり、あるいは研究者・科学者が学校に行き交流をするといったような努力を今までも行っておりますけれども、これからも常にオープン・ドアという方針に従って活動してまいりたいと思います。

今までいろんな努力によりまして、沖縄におきますこの機構あるいは大学院大学の認知度も高まっておりますし、また、その価値についてもより一層の御認識をいただいているような気がしております。

以上です。ありがとうございました。御質問があればお答え申し上げます。

○大森委員長 ありがとうございました。平澤分科会長、一言お願いいたします。

○平澤委員 前回の会議の際に平成 24 年度までの中期目標としての世界トップレベルの大学院大学を開設する準備の最終段階を整えるということ、それと、沖縄振興に関しての実質的な手立てを展開していくというこの2つの大きな目標があるということを確認したわけですが、それに向かってマイルストーンを立てるということと、それに向かってのアクティビティを図るという、こういう観点から評価する立場から明らかにできるような、クリアーにできるような、そういうポイントを挙げていただくということに努



めました。

結果として、それらすべて機構と、それから内閣府の事務方との御協力の下で、この計画書の中にちりばめられているというふうに思っております。

具体的に申しますと、今までハイレベルのネットワークを構築して、そのネットワークを活用することによってハイレベルの人材を確保していく。こういうことをやってきたわけですが、これがどれぐらい今後有効性を発揮するかというのは1つの大きなアクティビティを図るポイントになるだろうと思います。

それから、内部で採用した後の厳格な評価とともに国際基準の処遇と支援、これが実現されているかということも1つのポイントだろうかと思います。それから、長期的な見通しを立てるための財政的・自立的な財政基盤を構築するということを念頭に置いた取組をしていく。そのための専門性を有する人材を採用するということも非常に重要なポイントだというふうに思います。

そのほか、効果的なマネージメントを務めるということを通して、これらが有効に推移していくかどうかということをお我々としては見ていきたいというふうに思っております。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。では、ほかの方から御質問等ございますでしょうか。

少額ですけれども、寄付金という収入がありますが、どこからどの方が寄付をしてくださる話ですか。

○バックマン理事 今の御質問に関連しまして、政府からいただくお金に加えて2つの形で自ら資金調達ができるというふうに考えております。それは外部からの競争的研究資金の確保ということで、一生懸命努力していくつもりです。2番目が寄付金ということなんですけれども、最初の段階では一番目の競争的資金の確保のための活動に重点を置きたいと思います。また、今、協定として合意をいただいておりますのが、ホンダとNECでございます。

○大森委員長 ホンダとNECですか。わかりました。

○バックマン理事 今、そういう形で進めようとはしておりますけれども、より幅広い寄付金のコンセプトにつきましては、これから更に検討していくつもりでございます。

○大森委員長 はい。何かお気づきの点がございますか。

○城室長 今の件について補足ですが、ご覧になったのは中期計画予算のところの寄付金収入等のところかと思いますが、ここは区分としては国からの分が運営交付金と施設整備費で、その他は全部寄付金収入等となっておりますので、企業の共同研究といったものも、いま既に進めているものもございまして、それもここに一緒にカウントをしております。

その関係で、今やっているものもどこかで終わるんですが、それと同じレベルを更にキープして上げていくというようなことの見通しを立てて、ここに記載しているという話だったと記憶しております。

○大森委員長 わかりました。ほかに御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、この中期計画案、委員会としては了承するというのでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○大森委員長 それでは、そのように決定いたします。皆さん、御苦労様でございました。

次は、沖縄機構の中期目標期間終了に伴う、実績評価の扱いにつきまして事務局から御説明いただきます。

○市川政策評価広報課長 では、私の方から御説明させていただきます。前回、公文書館の仮評価について御説明いたしましたけれども、公文書館は来年3月に中期計画が終了しますので、仮評価となります。今回の沖縄機構の場合は今年の3月に終了しますが、今度は正式な評価ということになります。

通則法によりますと、中期目標期間における業務の実績について評価委員会の意見を聴かなければならないというふうになっておりまして、これについては委員会が行うということになっているんですけれども、仮評価と同様に夏までにまず担当の分科会で原案を作成いただいて、それを評価委員会で審議し決定いただくという手順がよろしいかということをお諮りしたいというのが第1点目でございます。

それから、第2点目は夏までに評価を行っていただく様式でございますが、資料6が、まだ中身の無い様式フォーマットでございます。資料7は仮評価を平成19年8月に行っていたときのものです、資料6の様式はこれと基本的には同じものです。この様式で夏評価を行っていただくということでよろしいかというのがお諮りしたい第2点でございます。2月3日に沖縄機構の分科会が開かれまして、この手法によって行うことについて了解が一応得られております。

○大森委員長 2点ございまして、第1点目は他も同じようにさせていただいているんですが、まず分科会で原案を作成していただいて、ここへ御報告いただくということでよろしいと思っておりますけれども、よろしゅうございませうか。

(「はい」と声あり)

○大森委員長 それでは、その点は御了解いただいたと。

それから、今、御説明がございましたように、第2点目の評価の様式につきましては仮評価の時の様式に基づきまして行っていただくということでよろしいのではないかと思いますけれども、それでよろしゅうございませうか。

(「はい」と声あり)

○大森委員長 それでは、そういうことで決定させていただきます。それでは、引き続き、よろしく願いいたします。以上でございます。御苦労様でございました。

(注)バックマン理事の発言については、会合の場における通訳によるもの。

(独立行政法人沖縄科学技術研究開発基盤整備機構関係者 退室)

(独立行政法人北方領土問題対策協会関係者 入室)

○大森委員長 御苦労様です。どうぞ。

それでは、北対協につきましては2つございまして、最初は長期借入金・償還計画につきまして御説明いただきます。よろしく申し上げます。

○楊井理事 北対協の貸付業務を担当しております専務理事の楊井でございます。最初に平成21年度の長期借入金・償還計画について御説明いたしたいと思っております。資料8に基づいて説明させていただきます。

まず、長期借入金を必要とする理由でございますけれども、私どもの協会の業務範囲の1つに、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律第1条の定めによりまして、北方地域旧漁業権者並びに元島民の事業の経営と生活の安定を図るために、その事業または生活に必要な資金を低利

で融通するという貸付業務がございます。その業務に必要な資金を金融機関の借入により調達しております。なお、当協会の年間の総貸付枠は業務方法書において14億円以内と定められております。

この「2」にあります借入金の額ですけれども、21年度は14億円の貸出を実施するためには16億6,890万円が必要となります。内訳は有担保借入、これが2億4,890万円でございます。私ども基金10億円をこの金融機関に預け入れていますので、これを担保として借入をしているものでございます。

それから無担保の借入れが14億2,000万円でございます。

3番目の借入予定先でございますけれども、長期借入金の安定した調達を図るため、21年度から新たに1金融機関を追加しまして、下記の5つの金融機関から資金を借り入れる予定でございます。なお、新たに加わる大地みらい信用金庫、一番最後のところに書いてありますけれども、これは根室市に本店がありまして、根室・釧路管内を営業基盤とする信用金庫でございます。北方地域隣接地域、この根室管内の1市4町でございますけれども、唯一の信用金庫でございます。また、協会の貸付資金を取り扱う委託金融機関として、私ども協会発足当時より長い付き合いをいただいている機関でございます。ちなみに各貸付残高10億円で、これは私ども協会の総貸付残高の18.7%を占めております。

4番目の次の借入利率は、これは年で申しますと、有担保扱いの場合は1年ものの定期預金の利率、この0.4%に0.5%上乗せしたものの0.9%ということになっております。それから無担保扱いは、これはみずほコーポレート銀行発表の長期プライムレートを適用しておりまして、これが2.25%でございます。

次に借入金の償還方法及び期限でございます。償還方法は年賦元金均等償還、これは11月と12月に行います。それから償還期限は借入をした翌年度の第1回償還日より7年以内ということになっております。

6番目の利息の支払及び期限でございますけれども、支払方法は6か月ごとの後払い方式、支払期限は元金と同様でございます。

次に平成21年度における長期借入金の償還計画でございます。2ページ目の表をご覧ください。いただきたいと思えます。「1」の方の表です。これに示すとおり、平成21年度の事業年度中の新規借入額16億6,890万円に対しまして、償還額は12億8,910万円で、年度末の貸付残高は3億7,980万円増の55億1,360万円となる見込みでございます。なお、詳細は次のページ以降の3ページから4ページの方にまとめてございます。

それから、21年度に借入を予定しております16億6,890万円の償還につきましては、この2ページ目の、下の方の「2」に示すとおり、毎年2億3,850万円を償還いたしまして、最終の年のみ2億3,790万円を償還することになります。

以上でございます。

○大森委員長 借入金と償還計画につきまして、今、御説明がございましたけれども、何か御質問等ございますでしょうか。

よろしゅうございませうか。よろしければ、これを了承するというふうにさせていただいた上で次の案件を御説明いただきませう。

○楊井理事 それでは、今度は北方領土問題対策協会の業務方法書の一部変更について御説明申

上げます。資料の9です。これをご覧になっていただきたいと思います。

このまず1ページ目ですけれども、ここに貸付利率と、それから経営資金の貸付限度額の2つの事項について今回変更をお願いするものでございます。まず、貸付利率の変更について説明を申し上げます。

貸付利率につきましては、毎年4月と10月の2回、直近月の基準利率に基づいて変更しております。この資料では2月のデータを用いていますが、実際は3月のデータが出ましたら、これに基づいて変更を行うことになっております。なお、今回、貸付利率の算定の基礎となる基準利率設定の指標の変更もありますので、併せて説明いたしたいと思います。

貸付利率につきましては、当協会の業務方法書で定められております。資料9の2ページ目から8ページ目に業務方法書が載せてございます。まず、3ページのところをご覧になっていただきたいと思ます。

3ページの第7条です。この「北方地域旧漁業権者等法第4条に関する業務」というところでございますけれども、この第2項第一号、ここに貸付条件等というふうな規定がございますけれども、貸付金の種類、貸付金の用途等については、別表のとおりとするというふうになっております。

この別表でございますけれども、この業務方法書のこの資料によりますと、7ページと8ページのちょうど真ん中の欄に利率(年利)で貸付利率が示されております。この下線をつけたものが今回変更を行う部分でございます。7ページから8ページにわたっていますけれども、7ページ分に関するものと、8ページの一部がございますけれども、このところが変更になるというものでございます。

この貸付利率はどういうふうに決めているかと申しますと、平成18年4月より適用しております。この10ページ目の方を開いていただきたいんですけれども、この10ページに「貸付利率の設定方法について」というのがございますけれども、これによりまして、利率を決めておるわけでございます。

今回、これはずっと指標となるものに基づいて何%となっておりますけれども、これの定期のものの変更に伴う変更のほかに、いわゆる基準となる利率設定の指標自体の一部を変更したいというふうに考えておるわけでございます。ちょうど3番目のところに書いてあるところでございますけれども、これは次の11ページの方に新旧対照表の形で示してございます。

この3番の経営資金の利率というものでございますけれども、従来は主要としてきたのが右側の方でございますけれども、国民生活金融公庫の「経営改善資金」というものを指標としてきたわけです。これの80%の水準に設定するとなっていたものを、今回から北海道の制度資金でございます「漁業振興資金」の利率の80%に変更しようというものでございます。

その理由と申しますのは、国民生活金融公庫、これは昨年10月の民営化により株式会社日本政策金融公庫になっておりますけれども、この経営改善資金は貸付期間が7年以内となっております。その貸付利率というのはいわゆる長期プライムレートを基準にして算出しているというような状況でございます。これに対しまして、当協会のいわゆる経営資金というのは、その100%近くが旧漁業者等が1年以内の短期運転資金として利用しているという実情がございます。そうしますと、長期プライムレートを基準にしたいわゆる日本政策金融公庫の経営改善資金を指標とすることが、ちょっと資金需要の実態に合わない状況になっているということが言えます。

一方、北海道の制度資金であります漁業振興資金というのは、道内の漁業者が多く利用する経営資金と最も類似した制度金融資金であるということで、基準が短期プライムレートを基準に設定されていることから、今後、この資金を利率の指標にすることがより合理的であろうと判断して、指標自体を変更しようというものでございます。この辺の御理解のほどをお願いしたいというところでございます。

この新旧対照表の11ページの上の方、住宅新築・改良資金の、右が「ただし、激変緩和措置として」という以下の部分が削除されていますが、これは単に技術的な経過措置を設けた規定でございますので、技術的な修正によるものでございます。

恐縮ですが、9ページの新旧対照表をお開きいただきたいと思えます。この表の真ん中のところに利率の現行と変更後と、これは2月の金利を基準として用いたものでございますけれども、そのような表がここに書いてありますけれども、この表の中で、1の個人が営む漁業に必要な資金の(7)の部分、それから「2」の個人が営む農畜産林業に必要な資金の(7)の部分、それから3番の個人が営む商工業及びその他の事業に必要な資金の(5)の部分、これが経営資金に関するもので、新しい指標に基づくものでございます。そのほかの変更は定期的な利率の変更によるものでございます。

最初の1ページ目の方にお戻りになっていただきたいと思えます。利率変更の主なものについて2月ベースでございますけれども、その内容を書いてあります。1ページ目の下の部分ですね。ここに例として掲載しております。これが貸付利率の変更に関する説明でございます。

次に2点目の経営資金の貸付限度額の変更について説明させていただきます。経営資金の貸付限度額についても先ほど説明申し上げました資料の7ページ、8ページ目、この業務方法書の別表に示されておりまして、7ページ・8ページを開いていただきたいんですけども、ここの個人が営む漁業に必要な資金という1番目の(7)の部分の一番右の表の貸付限度額、金額の限度というところです。ここに1人当たり800万円以内と、この800万円というところに下線が示されております。同じく個人が営む農畜産林業に必要な資金の(7)の経営資金というところ、ここがやはり同じように1人当たり800万円。それから3番目の個人が営む商工業及びその他の事業のところの経営資金も、1人当たり800万円以内と下線が付されています。これが今度改正しようという限度額でございます。

9ページの新旧の対照表の右側の方をご覧になっていただきたいんですけども、新旧で申しますと、先ほどのところがそれぞれ1人当たり400万円以内となっています。現行の方です。これを800万円以内に、先ほどの経営資金の3か所の部分です。これが800万円以内というふうに変更しようという部分でございます。

この経営資金の貸付限度額については、平成6年に現行の400万円に引き上げてきたわけでございます。これ以降、据え置いたままでございます。この限度額については実際の資金需要に対する実情に合わない面も多くなっておりまして、この限度額を引き上げてほしいということが対象者から直接私どもの協会に対して、あるいは漁業組合を通じまして強い要望が出ているわけでございます。

また、他の類似の制度資金についてもバランスを欠いたものとなっております。これと比べましても、例えば日本金融政策公庫の先ほど申しました経営改善資金ですね。これが1,000万円。それから北海道の漁業資金が800万円というのが限度額になっております。そこで、こうした状況に鑑みまして、今回の経営資金の貸付限度額を400万円から800万円に変更しようというものでございます。

これが経営資金限度額の変更の説明で、以上で業務方法書の一部変更についての説明を終わらせていただきます。

○大森委員長 ありがとうございます。ということだそうでございます。何か御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○大森委員長 では、これをお認めするといまして、実は今後、貸出金利の変動の可能性がございまして、その際、どういうふうな扱いにするか、これをちょっと説明していただきましょう。

○山本参事官 では、私の方から申し上げます。今、説明がありましたように、利率の変更に関する業務方法書の変更で、4月から採用する利率は、3月末の利率を基準とすることとなっていますので、現時点では3月末の利率が確定しておりませんので、今日は最新の利率を用いて説明したところでございます。したがって、今後、3月末の利率が確定した時点で業務方法書の内容が確定しますので、それで何か変わるようなことがあれば、また持ち回りで委員の皆様の御意見を伺う必要があるかもしれません。

また、それ以外の、先ほどの長期借入の点などにつきましても、今後、財政当局との調整が残っている点もありますので、そういった中で、必要な場合には改めて持ち回りをさせていただく場合がありますので、その場合はよろしくお願ひしたいと思います。

○大森委員長 ポイントは持ち回りでさせていただくということですので、よろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○大森委員長 それでは、そういうふうに了解させていただきます。御苦労様でした。

(独立行政法人北方領土問題対策協会関係者 退室)

(独立行政法人国立公文書館関係者 入室)

○大森委員長 それでは公文書館の方々はお見えになっていますか。公文書等の管理に関する法律案につきまして御説明があるそうです。では、よろしくお願ひします。

○福井管理室長 少しお時間をいただきまして。座ったまま説明させていただきます。

今週火曜日、3月3日の日でございますが、政府案を閣議決定して同日付けで国会に提出させていただきました公文書等の管理に関する法律案について簡単に説明させていただきたいと思ひます。

資料の10-2でございますが、中に3枚、色付きの紙が挟んであると思ひます。これに沿って説明させていただきます。1枚目、横長の紙でございますが、これは復習も兼ねてでございますが、御説明させていただきますが、何故こんな法律案を出したのかという理由でございます。左頭に公文書の意義と書いてありますけれども、昨年、公文書管理の在り方について有識者会議というものを開いて、いろいろ意義とか、今後どうしていくべきかについて御議論いただきました。

そのとき整理した意義が左頭に書いてございまして、公文書というのは過去の教訓を学んで未来の国民に対する説明責任を果たすというための、単なる役所の財産というだけではなくて、国民の貴重な共有財産であろうというのが1つ。この公文書をきちんと管理・保存して、後世に伝えていくというのは簡単なことではなくて、国の重要な責務なんだというような意義づけをいただいております。

ところが、そのような意義づけの公文書についてなかなか政府の扱いというのは、一言で言えば適切

ではなかったのではなからうか。一昨年から昨年にかけて幾つか不適切な文書管理の状況が明らかになって、国会等で問題になっております。これについて原因を分析していきますと、青い枠で囲っているところでございますが、文書管理の運用は各省任せであったというのが1つの問題ではなからうか。それから、公文書について先ほどのような意義があるということをなかなか行政府の職員が意識していなかったのではなからうかと。といったような問題が指摘されました。

それから、また、もう一つ、公文書について最後に政府としてお預かりする立場にあります国立公文書館につきましても、国立公文書館に対する国からの文書の移管というのはなかなか進んでいない。これにも制度的な問題もあるのではなからうかと。1つには各省の大臣と内閣総理大臣が協議をしないと文書は移管されてこないというような問題があるのではなからうか。

それから、国立公文書館に対して国が持っている文書は取得権限があるんですが、独立行政法人、各法人からの文書の取得権限が指摘されました。そこで、適切な公文書の管理体制を確立するような法律をつくらうということになりまして、閣議決定したのが今回の法律でございます。

1ページおめくりください。極めて簡単に公文書等の管理に関する法律案のポイントを整理してみました。5つほどポイントがあると考えておりまして、1つは従来、各府省が自分で文書管理規則をつくって文書管理ルールをつくっていた。これについて今回、政府全体の統一的なルールというものをつくらうのではないかと。かつ、それを法令、基本的には政令の形できちんと規定をして、国民の前にきちんと示して、ルールにしようというのは1つ目の統一的なルールの策定ということでございます。

併せまして、各省の文書管理規則、このルールに基づいて、各省が文書管理規則をつくるんですが、これについては内閣総理大臣、真ん中に内閣府という緑色の欄でございますが、内閣総理大臣が事前に同意をするというスキームをつくって、各省だけでは決められないという形をつくらうと考えております。

ポイント2というのは左下の方にございますが、各省が実際に文書をつくった場合でございますけれども、ここにも構造的な改正を加えようと思っております。ポイント2でレコードスケジュールの導入という言い方をしておりますが、専門家のサポートの下、この専門家は国立公文書館のサポートの下という意味でございますが、専門家のサポートの下、移管か廃棄か、文書を公文書館に移すか捨ててしまうかというのを早期に検討しよう。これは現在ですと、10年保存の文書なら10年経ってから公文書館と各省庁で相談している。これを早いうちからやっつけてしまおう。かつ、この結果はレコードスケジュールと称していますけれども、基本的には各省の行政文書ファイル管理簿の中のきちんと書き込んで、捨てるか公文書館に持っていかをきちんと書き込んでおこうと。

行政文書ファイル管理簿は一般に公開されるものでございますので、国民がみんなわかるようにしておこうということでございます。この中で、移管をすべきだとされた文書につきましては、もう一度各大臣と総理の合意といったことを経ることなく、もう国立公文書館にそのまま移管されるという仕組みにしようと考えております。

ポイント3でございますが、各省にそうやってレコードスケジュールをつくってもらうということなんですが、そのままにしておくともたずさんな管理状況が起こってしまう可能性がございますので、毎年度というふうに法律で書いておりますが、各省から管理状況の報告を内閣総理大臣にしてもらう。内閣総理

大臣はこれを受けて、基本的に公表するという形を取ろうと思っております。

更に、内閣総理大臣は管理状況について疑義があるような場合には実地調査をする。更には勧告をして改善をさせるというスキームをつくっております。この実地調査については内閣総理大臣が自分でやるのではなくて、国立公文書館にお願いするというスキームにしております。

ポイント4と書いてありますが、これらの行為を内閣総理大臣が行うに当たって、国立公文書館も当然なのですが、更に専門家のいわゆる審議会として公文書管理委員会というのをつくらせていただいて、ルールについて決めるときだとか、あるいは各省について改善勧告をするような場合に、節目節目でこの管理委員会に御意見をお伺いしたいというふうに思っております。

それからもう一つポイント5としていただいているところでございますが、国立公文書館に移ってきた文書、今回、これを法律上は特定歴史的公文書と呼んでおるんですけども、これにつきましても少し利用促進という観点から改正をしております。1つは国民が公文書館の文書を見たいというときに、一番あり得る例は個人情報が入っているところかと思うんですが、公文書館の側がこれは見せられないという御返事をした場合、これまでですと一応事実行為という整理だったんですが、今回、そのような場合には利用制限に不服がある場合には審査請求をすることができるということを法律上きちんと書き込もうと思っております。

この審査請求を受けたときには、公文書館長は自分一人で判断をするのではなくて、先ほどの公文書管理委員会に相談して結論を出すというスキームをつくっております。そのほか、展示会やデジタルアーカイブ化によって利用を促進していくことというのも、今回努力義務として付け加えております。なお、最後の「・」でございますが、各独立行政法人の文書も国立公文書館に移管できるというスキームにしようと思っております。

申し訳ございませんが、資料10-2の本体の方でございますが、ちょっと細かいのですが31ページをお開きください。この文書管理法案の32条全体で本則がある法律なんですが、その附則の方で、今回、国立公文書館法の一部を改正しております。

30ページからがその改正なんですが、31ページの真ん中辺に「第11条 業務の範囲」というのがございます。この中で公文書館はこんなふうに仕事を付け加えておりますということでございまして、1つは第2号に「行政機関」、括弧を飛ばさせていただきます。「からの委託を受けて、行政文書の保存を行うこと」という条文を新たに付け加えました。これは従来から議論されてきました中間書庫の仕事を公文書館ができることを明らかにしたものでございます。

それから、第3号以降に「歴史公文書等」という言葉がございます。従来は国立公文書館は各省からもらった文書だけについて権限を持っていたんですが、今回は各省が持っているものを含めて、つまり各省がまだ現用段階で各省がまだ持っているものを含めて歴史的価値のある公文書を指します歴史公文書等については情報の収集整理や第4号で、専門的技術的な助言を行うと言うようなことができることにしました。各省の現用文書にもいろいろものが言えるような仕組みをつくったということでございます。

それから、32ページの第2項、アラビア数字の「2」と書いてあるところでございますが、国立公文書館は、ということで、要するに報告の徴収や実地調査を行うということで、先ほどの実地調査の権限はここ



で付け加えております。

というような業務上の追加をしておりますが、一方で、昨年、有識者会議というところでは、国立公文書館について独立行政法人であることを改めて、特別の法人にするということも検討すべきではないかという御報告をいただいたんですが、今回、これだけの仕事は独立行政法人にもできるということで、特別の法人にするということは今回の法案には盛り込んでいないところでございますので、今後も独立行政法人として活動して評価をお願いしていくことを考えております。

雑駁でございますが、以上でございます。

○大森委員長 最後の点は要するに今、御説明あったようなこの業務を遂行する上では特別な位置を与えなくてもいいと。しかし、有識者会議の報告書では結構強い要請でしたよね。だれがどこで、特別の法人じゃなくてもいいというふうに判断したんですか。

○福井管理室長 判断したのは政府ということになります。

○大森委員長 政府というのはだれのこと。

○福井管理室長 それは私どもということになると思うんですが、有識者会議の方の御報告では司法府、立法府の文書について協議機関のようなものを設けて、司法府、立法府と直接やり取りができるような法人にできないかということで特別の法人、独立行政法人というように行政の事務だけではなくて司法府、立法府の仕事をする法人にできないかという御指摘でございましたけれども、私どもの政府部内の検討で、司法府・立法府の方を協議機関という格好で義務づけて、そこへ引っ張り出してくるというような法律はつくれないのではないかと。我々がつくれないだけでありまして、立法府はつくれると思えますけれども。

ということで、今回、司法府、立法府との協議機関の設定というものを行っておりません。そのために仕事が、行政府の仕事だけで済むことになった。それが独立行政法人にしたということでございます。

○大森委員長 何か。御質問等ございますでしょうか。

これをやると国際基準というどの程度のことまでになるんですか。どの程度の水準のような話になるんですか、公文書の全体の感じの体制としては。やや追いつくんですか、諸外国、進んでいる国、アメリカなどと比べると。

○福井管理室長 水準の比較はなかなか難しいことかと思うんですけれども、内閣総理大臣と国立公文書館を合わせたときの文書に対する権限というのは格段に増えるのかなと思っております。

ただ、もう一つの問題としまして、国立公文書館の体制の問題がございまして、これについては法律では基本的に触れておりません。予算事項ということになってくるかと思いますが、これは今後とも体制維持の拡充を図っていく必要があるだろうと思っております。

○大森委員長 片方で独法の規制がうんと強く効き続けるわけですね。だから、本当はそれを外して新しい特定の存在にするというのが本筋の議論だったんですね。これでもできないことはないと思うんだけど、素人的に言うと。別に立法府との関係でなくても、これ自身でもできないことではなくて、独法から外すということはあり得るのね。これを外すということが難しいことはよくわかるんだけど、独法並びで言えば。そうすると、今回の法律改正では、しばらくはこの体制で行くということになりますね。

○福井管理室長 はい。そのように考えております。

○山崎審議官 予算措置として今回2億円増えておりますので、とりあえず専門家 10 人、4月に採用を予定しております、今、その最終選考をしております。予算が伸びれば、それに基づきまして計画的に人員の増強もできるということでございます。

○大森委員長 そうですか。私は余り言うてはいけないんだけども。

どうぞ。

○外園委員 人が増えればいいというものではないんですよね。やはり委員長おっしゃるように、やはり理想とすべき姿というのはあるべきなんです。今回はもう今、ここで野口先生なんか御尽力なさってここまで来ましたけれども、これからお金がどれだけ増えたとか、人が 10 人増えたからいいというそういう問題ではないので、それは先ほどおっしゃった中国とか韓国とかの方がずっと進んでいるわけですから、やはりより一層、私も含めて、各文書の方々に頑張っていたかかないといけないと思いますので、よろしく願いいたします。

○御厨委員 これはやはり体制と外園委員おっしゃいましたけれども、体制の確立は本当に大変だろうと思うんですね。つまり、今までやってこなかったことを各省にやらせる。これ自体何か文化大革命みたいなどころがありまして、行政文化が変わらないと多分こういう発想にならない。だから一番注意しなければいけないのは、何か格好だけできて、格好だけやっているんだけども、従来と全然変わらないということにならないようにどういうふうにしていくか。そういう意味では公文書管理委員会というのもできそうですから、そういうものがかなりよく見ていかないと、私は入れ物をつくって予算を増やして人が来て、結局しかし何も変わらないということにならないようにしていただきたいと、そういう感じですね。

○大森委員長 野口委員、御尽力いただいた御感想か何か一言。何かあれば、どうぞ。大事なことが変わろうとしています。

○野口委員 発言がすごく難しいんですけれども、水準比較というのは確かに難しいことかと思うんですが、とにかく今まで非常に遅れていた部分に一石を投じるようになって、無事に閣議決定を通ったということなので、これが何とか法律として成立することを今は本当に心から願っています。

それから、委員長代理の御厨委員が言われたことですけれども、やはりこれからの運用の中で委員会を中心として国立公文書館が力を発揮していかなければならない。この委員会的に言えば、その国立公文書館がきちんとその重責を果たしているかどうかというのを評価という目で厳しく見ていく必要があるのかなというふうに思っております。

○大森委員長 ありがとうございます。どうぞ。

○遠藤委員 この法律とかこういう文書というのは全部ペーパーなんですか。電子文書なんですか。それによって質問の仕方が違うんですけれど。

○福井管理室長 文書という概念にはペーパーのものも電子のものもあるという整理でございます。

○遠藤委員 両方入っているんですね。

○福井管理室長 はい。

○遠藤委員 今、私は電子政府のこともやっているんですけれども、先ほどの話だと府省庁がそれぞれ別々に文書をつくるということになっているということなんですけれども、今後、今までの部分は別として今後できてくるいろんな文書、記録して残しておこうというものはこれは何か決まりがあるんですか。紙

でもやはり電子でもどちらでもいいということになっているんですか。要するに利用側から言うはずいぶん違うんですね。紙だ行って見なきゃいけないし、電子だったら閲覧できる。

○福井管理室長 文書管理規則及びそれから個別の事案についての法体系についてどうするかになってくるかと思うんですが、個別の問題になってくると思いますが、とりあえず現状でこうなりますということは申し上げられないという状況かと思えます。

○遠藤委員 それよっても、体制の拡充とかいっても、全部電子化されていてリンケージを張って見られるようにすれば、集めにいくとか何とかいうのは全然楽になるわけですよ。それで正確にもなるし、閲覧する側にとってみても非常に便利になる。こういうことなので、その辺がちゃんと規定してないというのは、何かこれは電子政府をやはりやる気がないのかなという証拠の1つなんですかね。

○大森委員長 今のことと関係して、基本的な部分で作成を義務づけるよね。作成というのは、広い意味で言えば、段取りを決めて意思決定の前提のプロセスがどういうふうに変ったかということの記録が残るという意味でもあるのね。ところが、ある時期にパソコンでやり始めたらそれが残らなくなっている、重要なプロセスが。だから、作成のプロセスに情報を残せという意味は、出てきた文書というか、終わったものについてこれが情報だというのだったらそれはわかってしまうんだけど、実は相当程度まで重要なことが消されていて、歴史的なプロセスのことがわからなくなるのではないか。そうすると、作成の在り方そのもの、重要なことについては少なくとも大きく変わったものは残せとか何か言っておかないと、今のように電子化しても重要なことは欠けるんですよ。ちゃんとつくれということはできるんですけどね。

○遠藤委員 欠けますよね。こういうふうに直しましたという記録がアーカイブできるようにしないと。

○大森委員長 各省庁は将来本当にそれが開いたときに問題になりそうなものはつくりませんからね、文書自身を。相当強く最初の政令のレベルで細かくルールをきちっと定めておかないと、しかも強いペナルティはないわけでしょう。

○福井管理室長 ええ。それは有識者会議の中でも御議論があったと認識しておりますが、意思形成のどの段階で文書を残させるか。当然、最終形だけではいけないはずなので、そのルールをどうつくるかという問題だろうと思っております。それはちゃんとルールづくりの中で反映していきたいと思えます。

それから、電子文書については、この法律で進めるというわけではないと思っております、それはそれで別途、電子文書のための部局もございますので、電子文書化も含めて読めるような法案にしたつもりでございます。

○遠藤委員 いいですか。ちょっと続けて。その辺がちゃんと決まっていないと、体制をどうするかということの大きさに影響するのではないかと私は思って、今、伺っているんです。要するに、電子文書に全部していくんだということになれば、その後は非常に簡単ですよ、収集でも、何でも、アーカイブでも。ところが、ペーパーも残っているんだということになると、実地調査とか何とかということになると結構やはり人手がかかるということで、やはり何か関連づけておかないとまずいのかなというふうに思って、今、質問させていただいているんですが。

○福井管理室長 おっしゃるとおりの面があるかと思えますが、まさにそれをこれから考えていかなければいけないのかなと考えております。

○大森委員長 情報公開法の方で各省庁文書で、さまざまにつくってしまっていますから、そこで出すことになっているから、別に統一していませんよね、多分ね。だから、全体としては情報公開法の方の文書の作成管理と、こちらに集まってくるものと、省庁の統一ルールみたいなものをどこかで合わせていただかないといけませんよね。大きな話になってくるんじゃないでしょうかね。これは福田総理の置き土産みたいなものですから、できるだけ総理の最初の御意向みたいなものが体现できるように、いろんなところの方々が頑張っていたとということだと思えますね。

それでは、とりあえず、これはお聞きいたしましたので、頑張っていたいただければと思います。ありがとうございました。

(独立行政法人国立公文書館関係者 退室)

○大森委員長 本日の審議事項は以上でございますけれども、今後の日程について。

○市川政策評価広報課長 それでは、資料 11 をご覧いただければと思います。

それでは分科会の方は右側の4つございますけれども、7月から8月にかけて各法人から 20 年度の業務実績等についてヒアリングを行うためにそれぞれの分科会で1回。それから、その結果を各分科会として評価決定いただくために1回ということで、各分科会、夏に合計2回開催していただきたいと考えております。

それから、沖縄機構につきましては、先ほどフォーマットを御紹介いたしましたけれども、中期目標期間終了に伴う実績評価も併せて行っていただくことと、それから前回フォーマットを御了解いただきました公文書館の中期目標期間の仮評価、これも同時にこの夏に行っていただければと思っております。

それから、左側の評価委員会自体でございますけれども、各分科会で審議していただいた後の各法人の年度評価、それから沖縄機構の中期目標期間の実績評価、それから公文書館の仮評価、これを各分科会長から御報告いただいて審議いただくということで8月に1回開催をお願いしたいと考えております。10月以降につきましては、また8月のときに諮らせていただければと思います。

次に、資料 12 をご覧いただければと思うんですが、この夏の評価委員会それから分科会開催のため日程調整をさせていただく必要がございますので、恐縮ですけれども、この2枚の表、もしできますれば、今、こちらに御記入いただきまして、お帰りの際に事務局にお渡しいただければと思うんですが、もし本日御提出が難しいときには、来週木曜ぐらいまでにファックスまたはメールでお送りいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○大森委員長 では、以上でございます。ありがとうございました。